

# 公 示

令和5年度臨時動力車操縦者試験(限定)の合格者について	…	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(タクシー)変更認可申請事案	…	3
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	…	5

# 公 示

令和5年度臨時動力車操縦者試験（限定）の合格者は下記のとおりである。

令和6年3月15日

関東運輸局長  
勝山 潔



記

免許の種類	受験番号
甲種電気車	1、2、3、4、5、6

以上

# 公 示

## ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年3月21日 関東運輸局長 勝山 潔

## ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(タクシー)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B59号 公共施設管理 株式会社

1. 令和6年2月20日
2. 群馬県B地区
3. 運賃及び料金(タクシー)変更認可申請の概要

別紙のとおり

## ①距離制運賃

## 距離制

- (旧) 特定大型車 初乗運賃 1.8キロメートルまで630円 加算運賃 214メートルまでを増すごとに80円  
大型車 初乗運賃 1.8キロメートルまで620円 加算運賃 220メートルまでを増すごとに80円  
中型車 初乗運賃 1.8キロメートルまで590円 加算運賃 257メートルまでを増すごとに80円  
小型車 初乗運賃 1.8キロメートルまで570円 加算運賃 280メートルまでを増すごとに80円
- (新) 普通車 初乗運賃 1.219キロメートルまで500円 加算運賃 225メートルまでを増すごとに100円

## 時間距離併用制

- (旧) 特定大型車 1分20秒までごとに80円  
大型車 1分20秒までごとに80円  
中型車 1分35秒までごとに80円  
小型車 1分45秒までごとに80円
- (新) 普通車 1分25秒までごとに100円

## ②時間制運賃

- (旧) 特定大型車 初乗運賃 30分まで3,560円 加算運賃 30分までごとに3,560円  
大型車 初乗運賃 30分まで3,150円 加算運賃 30分までごとに3,150円  
中型車 初乗運賃 30分まで2,770円 加算運賃 30分までごとに2,770円  
小型車 初乗運賃 30分まで2,490円 加算運賃 30分までごとに2,490円
- (新) 普通車 初乗運賃 30分まで3,920円 加算運賃 30分までごとに3,920円

# 公 示

## ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年3月21日 関東運輸局長 勝山 潔

## ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B58号 合同会社 ハマノホーム

1. 令和6年2月26日
2. 群馬県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間を15分、加算時間を10分に短縮する。

(ア) 普通車                      F運賃